

## 十日町市移住・就業等支援事業補助金交付要綱

令和元年6月11日  
十日町市告示第101号

(趣旨)

第1条 この告示は、十日町市への移住、就業、起業等を促進するため、東京23区に在住又は通勤し、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から十日町市に移住して就業、起業等をした者に対し、十日町市移住・就業等支援事業補助金を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、申請時において第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号、第3号、第4号又は第5号の要件を満たす就業若しくは起業をした者とする。この場合において、第6号の要件を満たす世帯を2人以上の世帯とし、当該要件を満たさない世帯を単身として取り扱う。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウのすべての要件に該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(イ) 十日町市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年の国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(ウ) 十日町市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

(イ) の場合において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しながら東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学の期間も本事業の移住元としての対象期間とすること

ができる。)

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項のすべてに該当すること。

(ア) 十日町市に住民票を移して転入（以下「転入」という。）したこと。

(イ) 国から新潟県への本事業に係る交付金の決定がされた後であって、新潟県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。

(ウ) 補助金の交付申請時において、転入後1年以内であること。

(エ) 十日町市に、補助金の交付申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(オ) 同一世帯で十日町市子育て世帯移住・就業等支援事業補助金交付要綱（令和6年十日町市告示第98号）に基づく補助金を受給した者がいないこと。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

(ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として補助金を受給していないこと。ただし、補助金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、市長が認める場合を除く。

(エ) その他市長が補助金の交付の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次に掲げる事項のすべてに該当すること。

ア 一般の場合

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、新潟県が補助金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて補助金の対象法人等に就業していること。

(オ) (イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が補助金の対象

として掲載された日以後であること。

(カ) 当該法人等に、補助金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、補助金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則として恒常的に通勤しない。）こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業（テレワーク交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）をいう。）を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件 新潟県における市町村や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、十日町市が当該移住希望者を地域の担い手の確保に資する関係人口と認める者は、転入時に60歳以下であって、次に掲げるアのいずれかに該当し、かつ、イのいずれかに該当すること。

ア 支給対象者の要件

(ア) とおかまちプロモーション大使のうち、令和2年度以降に委嘱又は活動があった者であること。

(イ) こへび隊登録者のうち、令和2年度以降に十日町市内で実施する芸術祭関連事業に参加した者であること。

(ウ) 十日町市空き家バンク登録物件の売買又は賃貸をした者であること。

(エ) 十日町市が令和2年度以降に実施する移住体験等のプログラムの参加

者であること。

イ 地域の担い手確保の要件

(ア) 農林水産業に就業すること。

(イ) 家業等へ就業すること。

(5) 起業に関する要件 補助金の交付申請時において、1年以内に新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領（以下「県要領」という。）に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 2人以上の世帯に関する要件 次に掲げる事項のすべてに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、申請者と住民票の上で同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が補助金の交付申請時において、申請者と住民票の上で同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、国から新潟県への本事業に係る交付金の決定がされた後であって、新潟県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、補助金の交付申請時において、転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

2 十日町市定住促進助成事業補助金交付要綱（平成26年十日町市告示第158号）に規定する定住支援助成及び十日町市ふるさと回帰支援事業補助金交付要綱（令和2年十日町市告示第159号）に規定するUIターン助成及び持家・実家暮らし助成の交付決定を受けた者は、補助金の交付の対象としない。

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、2人以上の世帯の場合は100万円とし、単身の場合は60万円とする。

2 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を前項の補助金の額に加算する。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、十日町市移住・就業等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 就業証明書（就業要件用）（様式第2号）（第2条第1項第2号に該当する場合に限る。）

(2) 就業証明書（テレワーク要件用）（様式第2号の2）（第2条第1項第3号に該当する場合に限る。）

- (3) 就業時間の証明書（テレワーク要件用）（様式第2号の3）（第2条第1項第3号に該当する場合に限る。）
- (4) 十日町市移住・就業等支援事業補助金関係人口確認申請書（様式第2号の4）（第2条第1項第4号アに該当する場合に限る。）
- (5) 就業証明書（関係人口要件用）（様式第2号の5）（第2条第1項第4号イに該当する場合に限る。）
- (6) 本人確認書類（写真付き身分証明書の写し）
- (7) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（第2条第1項第1号ア（イ）に該当する場合に限る。）
- (8) 移住元の住民票除票の写し
- (9) 振込先が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し
- (10) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を精査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、十日町市移住・就業等支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、十日町市移住・就業等支援事業補助金交付請求書（様式第4号）により、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ないと認める場合を除き、十日町市移住・就業等支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請等を行っていた場合
- (2) 補助金の交付申請をした日（以下「申請日」という。）から5年以内に十日町市から転出した場合
- (3) 第2条第1項第2号の要件を満たす補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合
- (4) 県要領に定める起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合  
（補助金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した

場合において、既に補助金の交付を受けた者に対し、十日町市移住・就業等支援事業補助金返還請求書（様式第6号）により、既に交付した補助金について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の事項に該当する場合は、補助金の全額又は一部を返還させることができる。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等を行っていた場合
- イ 申請日から3年未満に十日町市から転出した場合
- ウ 申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合
- エ 県要領に定める起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

- ア 第2条第3項のテレワークに関する要件を満たす補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たさなくなった場合
- イ 第2条第4項の関係人口に関する要件を満たす補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たさなくなった場合
- ウ 申請日から3年以上5年以内に十日町市から転出した場合

（関係書類の保存）

第9条 補助金の交付を受けた交付決定者は、交付に係る書類、関係帳簿等を補助金の交付を受けた日から5年間保存しなければならない。

（報告及び調査）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者、交付決定者の就業先企業等に報告を求め、又は担当職員に実地調査を行わせることができる。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年十日町市告示第19号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の十日町市移住・就業等支援事業補助金交付要綱の規定は、令和2年2月6日以後に転入した者から適用し、令和2年2月5日以前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年十日町市告示第47号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の十日町市移住・就業等支援事業補助金交付要綱の規定は、令和3年3月3日以後に転入した者から適用し、令和3年3月2日以前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年十日町市告示第131号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年十日町市告示第50号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の十日町市移住・就業等支援事業補助金交付要綱の規定は、令和4年3月1日以後に転入した者から適用し、令和4年2月28日以前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年十日町市告示第136号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年十日町市告示第65号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の十日町市移住・就業等支援事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後に転入した者から適用し、令和5年3月31日以前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和6年十日町市告示第21号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の十日町市移住・就業等支援事業補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後に転入した者から適用し、令和6年3月31日以前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和7年十日町市告示第144号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の十日町市移住・就業等支援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後に転入した者から適用し、令和7年3月31日以前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年十日町市告示第61号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の十日町市移住・就業等支援事業補助金交付要綱の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に転入した者から適用し、令和 8 年 3 月 31 日以前に転入した者については、なお従前の例による。